

健康福祉局寄託金品取扱要綱

(趣旨)

第1条 保健・医療・福祉事業に対して、一般市民等から寄せられる金品（以下「寄託金品」という。）を寄託者の趣旨に添い、公正かつ適切に取り扱うため、この要綱を定める。

(受領)

第2条 寄託金品は、市長、副市長及び健康福祉局長等がこれを受領する。

(受領書の交付)

第3条 寄託金品を受領した場合は、受領書（第1号様式）を寄託者に交付する。

(受託金の管理)

第4条 健康福祉局長（以下「局長」という。）は、受託金品を適切に管理するため寄託金品出納簿（第2号様式）を備える。

(受託金の使途)

第5条 受託金の使途は原則として寄託者の趣旨に添い、川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）第3条第1項第1号の表に掲げる積立基金のうち、次に掲げる基金に積み立てることとする。

- (1) 長寿社会福祉振興基金
- (2) 心身障害者福祉事業基金

2 寄託者の趣旨が明らかに前項の使途にそぐわない場合は、この限りでない。

(報告)

第6条 局長は、毎月寄託金品を集計し、市長に報告する。

(寄託者への謝意)

第7条 寄託者への謝意については、市長名の礼状をもって行う。

2 次に掲げるときにおいては、市長名の礼状にかえて感謝状を贈呈することができる。

- (1) 1回に300,000円以上の寄託金品るとき。
- (2) 数次にわたる寄託金品の額が300,000円に達したとき。
- (3) その他特に必要と認められるとき。

(施設での取扱い)

第8条 各施設における寄託金品の取扱い等は、この要綱に定めるもののほか、別に定める。

(事務)

第9条 寄託金品の取扱いに関する事務は、原則として総務部庶務課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(寄託金品取扱要綱の廃止)
- 2 寄託金品取扱要綱(昭和55年4月1日)は、廃止する。
附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

受 領 書

受理番号第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

川 崎 市 長
事 務 取 扱
健 康 福 祉 局 長

次のとおりありがたく受領いたしました。
お志に添い有意義に活用させていただきます。

- 1 寄贈の種類
- 2 金額・数量

ただし、 のために

